

事務連絡
令和2年5月22日

県所管の各社会福祉法人 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

決議の省略に関する事務処理例について（情報提供）

日ごろから社会福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
各社会福祉法人におかれましては、6月の決算に向けて理事会及び評議員会（以下「理事会等」）を開催する予定であると存じます。

さて、令和2年4月10日付け事務連絡（新型コロナウイルス感染症の発生に伴う決算に係る理事会および評議員会の開催の際の留意点について（依頼））において、6月の決算に係る理事会等について、留意点を整理させていただいたところです。

特に、決議の省略手続きによって例外的に決算に係る議題を決議する場合、重要な内容であるため、対面による開催と同程度の審議を行うよう案内していることから、今般、決議の省略手続きを行う際の「決議の省略に関する事務処理例」及び「関連する様式例」を作成しました。決議の省略を行う際は、別紙を参考に事務処理を進めていただきたく存じます。

なお、手続きを進める上で、具体的な疑問点等ございましたら、当課までお問合せくださいますようお願いいたします。

問合せ先

法人監査グループ 徳竹、武田

電話 045-210-4819

メール koueki.1301@pref.kanagawa.jp